

岩手県農林水産部長 上田幹也 様

2019年5月14日

日本共産党県議団

斉藤 信

高田 一郎

千田美津子

主要農作物の種子生産にかかる県条例の早期制定を求める申し入れ

先の2月定例県議会において、「主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める請願」が全会一致で採択されました。この請願の採択を踏まえて、県においては県条例の早期制定めざし取り組まれるよう申し入れます。

そもそも種子法の廃止は、2017年2月に閣議決定され、2か月後の4月には、わずか12時間の国会審議で唐突に強行採決されたものです。種子法廃止の目的は、全面的な自由化をめざすTPP協定を踏まえて、生産・流通・販売の自由化を種子も例外なく進め、民間企業・アグリビジネスに投げ渡そうとするものです。

2017年11月15日付の農水事務次官通知では、「都道府県に一律に制度を義務付けていた種子法及び関連通知は廃止するものの、都道府県が、これまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務のすべてを、直ちに取りやめることを求めているわけではない」「民間事業者による稲、麦及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間」は猶予されるというものです。廃止に伴う国会の付帯決議では、「主要農作物種子の生産・流通について都道府県の取り組みが後退しないよう地方交付税措置、国外流出防止、適正な価格での国内生産、特定事業者による種子独占が起きないように」求めています。そのためには、野党が共同で国会に提出している「種子法の復活」や県条例の制定が必要です。すでに北海道や山形県など9道県で県条例が施行され、長野県、鳥取県でも制定を予定しています。

「種子を制する者は食料を制する」、「食料主権をないがしろにする国には食と農の未来に責任を持たない国」となります。県においては、2月県議会における請願の採択を踏まえて、早急に県条例の制定をめざし取り組まれるよう下記の通り申し入れます。

記

- 1、請願の採択を踏まえて、「主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定」に本格的に取り組むこと。
- 2、種子法の復活を国に求めること。
- 3、これまでの安倍政権の言動に反する日米FTA交渉に反対し、中止を求めること。

以 上